

前金	部分払
有	0回

令和元年度  
水振補 第1号

香良洲漁港泊地浚渫工事設計書

工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

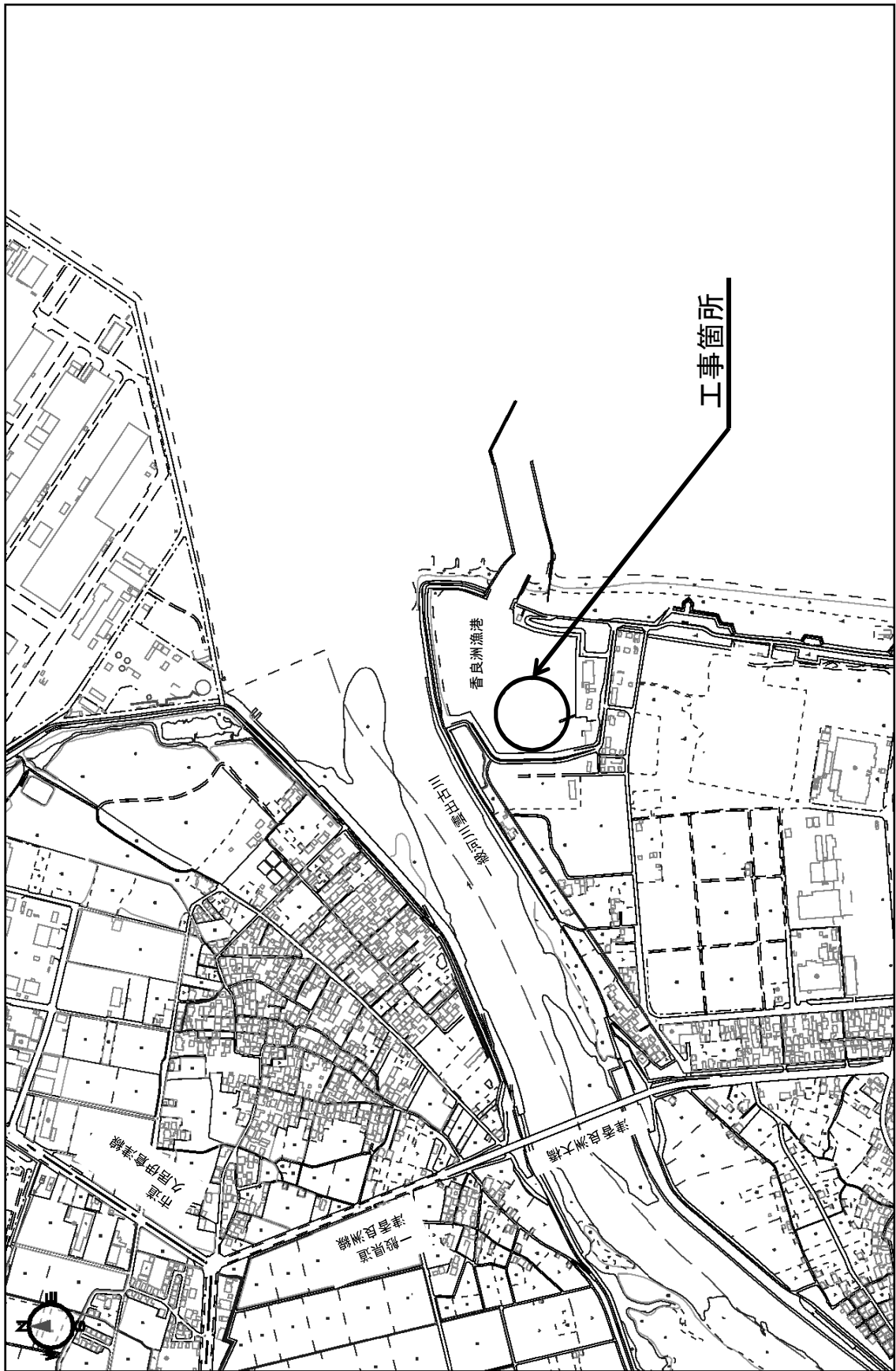
津市  
農林水産部水産振興室

令和元年度		水振補 第 1 号		工事設計書	
施工場所	津市香良洲町地内				
工事名	香良洲漁港泊地浚渫工事				
設計額	(うち消費税等相当額 )				
工期	令和元年10月31日限り				
長	—	巾	—		
工事の大要					
グラブ浚渫工 17,887m <sup>3</sup>					

津市

令和元年度水振補第1号  
香良洲漁港泊地浚渫工事

位置図



設計内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
01:補助対象工事								
航路・泊地				式	1.000			
浚渫工				式	1.000			第 0001 号 明細表
土捨工				式	1.000			
土運船運搬工				式	1.000			第 0002 号 明細表
グラブ投入工				式	1.000			第 0003 号 明細表
仮設工				式	1.000			

設計内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
	仮設工			式	1.000			第 0004 号 明細表
直接工事費計				式	1.000			
間接工事費								
共通仮設費								
	回航・えい航費			式	1.000			第 9001 号 明細表【合併01】
	安全費			式	1.000			第 9002 号 明細表【合併02】
	共通仮設費 (率計上額)			式	1.000			
共通仮設費計				式	1.000			
純工事費				式	1.000			

設計内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
現場管理費				式	1.000			
工事原価				式	1.000			
一般管理費等				式	1.000			
工事価格				式	1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式	1.000			
本工事費計				式	1.000			

[補助対象工事]

第 0001 号 明細表 グラブ浚渫工

1 式					
(上段 : 前回 下段 : 今回)					
名称	規格	単位	数量	単価	金額
グラブ浚渫		m <sup>3</sup>			
			17,887.000		
合計					

第0001号施工単価表  
香良洲漁港

第 0002 号 明細表 土運船運搬工

1 式					
(上段 : 前回 下段 : 今回)					
名称	規格	単位	数量	単価	金額
土運船運搬		m <sup>3</sup>			
			17,887.000		
合計					

第0001号単価表  
香良洲漁港から河芸沖合い間

[補助対象工事]

第 0003 号 明細表 グラブ投入工

1 式					
(上段 : 前回 下段 : 今回)					
名称	規格	単位	数量	単価	金額
グラブ投入		m <sup>3</sup>			
			17,887.000		
合計					

第0002号施工単価表

第 0004 号 明細表 仮設工

1 式					
(上段 : 前回 下段 : 今回)					
名称	規格	単位	数量	単価	金額
浮棧橋アソカー移設復旧		式			
			1.000		
合計					

第0002号単価表



[補助対象工事]

第 9001 号 明細表 回航・えい航費

1 式						(上段 : 前回 下段 : 今回)	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
えい航 (1)		回				第0003号施工単価表 香良洲漁港 (グラブ浚渫船)	
えい航 (2)		回				第0011号施工単価表 香良洲漁港 (土運船)	
えい航 (3)		回				第0019号施工単価表 河芸沖合い (グラブ浚渫船)	
えい航 (4)		回				香良洲漁港 (揚錨船)	
合計							

[市単独工事]

第 9002 号 明細表 安全費

		1 式		(上段 : 前回 下段 : 今回)		
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
安全監視船		式				第0003号単価表 河芸沖合い
			1.000			
合計						

第 0001 号 施工単価表 1.000 m3 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
グラブ浚渫船 (非航) 費	日				第0001号運転単価表	
揚錨船 (自航) 費	日				第0002号運転単価表	
雑材料	式	1.000				
合計	式	1.000				
単位当り	m3	1.000	当り			

第 0002 号 施工単価表 1.000 m3 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
グラブ浚渫船 (非航) 費	日				第0001号運転単価表	

第 0002 号 施工単価表 1.000 m3 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
揚錨船(自航)費	日				第0002号運転単価表	
雑材料	式	1.000				
合計	式	1.000				
単位当り	m3	1.000	当り			

第 0003 号 施工単価表 1.000 回 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
運転費	式	1.000			第0004号施工単価表	
損料	式	1.000			第0008号施工単価表	

えい航(1)							第 0003 号 施工単価表 1.000 回 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
合計								
	式	1.000						
単位当り	回	1.000	当り					

運転費							第 0004 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
燃料費							第0005号施工単価表	
	式	1.000						
労務費							第0006号施工単価表	
	式	1.000						
労務費							第0007号施工単価表	
	式	1.000						
合計								
	式	1.000						

第 0004 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り	式	1.000 当り				

第 0005 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
重油 A	リットル					
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000 当り				

第 0006 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
高級船員	人					

第 0006 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要	
普通船員	人					
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000 当り				

第 0007 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要	
船団長	人					
高級船員	人					
普通船員	人					

第 0007 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000 当り				

第 0008 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
損料	式	1.000			第0009号施工単価表	
損料	式	1.000			第0010号施工単価表	
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000 当り				



第 0009 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料 名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
引船機械損料	時間					
引船機械損料	供日					
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000 当り				

第 0010 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料 名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
グラブ浚渫船 機械損料	供日					
合計	式	1.000				

第 0010 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り		式	1.000	当り		

第 0011 号 施工単価表 1.000 回 当り						
えい航 (2)						
	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転費		式	1.000			第0012号施工単価表
損料		式	1.000			第0016号施工単価表
合計		式	1.000			
単位当り		回	1.000	当り		

第 0012 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
燃料費	式	1.000			第0013号施工単価表	
労務費	式	1.000			第0014号施工単価表	
労務費	式	1.000			第0015号施工単価表	
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

第 0013 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
重油	リットル					
A						

燃料費							第 0013 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
合計	式	1.000						
単位当り	式	1.000 当り						

労務費							第 0014 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
高級船員	人							
普通船員	人							
合計	式	1.000						
単位当り	式	1.000 当り						

第 0015 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要	
普通船員	人					
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

第 0016 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要	
損料	式	1.000			第0017号施工単価表	
損料	式	1.000			第0018号施工単価表	
合計	式	1.000				

第 0016 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り		式	1.000	当り		

第 0017 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
引船機械損料		時間				
引船機械損料		供日				
合計		式	1.000			
単位当り		式	1.000	当り		

第 0018 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	非航土運船 機械損料					
		供日				
合計		式	1.000			
単位当り		式	1.000	当り		

第 0019 号 施工単価表 1.000 回 当り						
えい航 (3)						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
運転費						第0020号施工単価表
	式	1.000				
損料						第0024号施工単価表
	式	1.000				
合計		1.000				

えい航 (3)						
第 0019 号 施工単価表 1.000 回 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り	回	1.000	当り			

運転費						
第 0020 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
燃料費	式	1.000			第0021号施工単価表	
労務費	式	1.000			第0022号施工単価表	
労務費	式	1.000			第0023号施工単価表	
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			



燃料費							第 0021 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
重油 A	リットル							
合計	式	1.000						
単位当り	式	1.000	当り					

労務費							第 0022 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
高級船員	人							
普通船員	人							
合計	式	1.000						

第 0022 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り	式	1.000 当り				

第 0023 号 施工単価表 1.000 式 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
船団長	人					
高級船員	人					
普通船員	人					
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000 当り				

第 0024 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料 名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
損料	式	1.000			第0025号施工単価表	
損料	式	1.000			第0026号施工単価表	
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

第 0025 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料 名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
引船機械損料	時間					
引船機械損料	供日					

第 0025 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合計		式	1.000			
単位当り		式	1.000 当り			

第 0026 号 施工単価表 1.000 式 当り						
損料	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	グラブ浚渫船 機械損料	供日				
合計		式	1.000			
単位当り		式	1.000 当り			

SJ0010 土運船運搬		第 0001 号単価表					1 m3	当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
土運船(曳航)費	日				第0003号運転単価表			
引船費	日				第0004号運転単価表			
雑材料	式	1.000						
合計	式	1.000						
単位当り	m3	1.000	当り					

SJ0020 浮棧橋アソカー移設復旧		第 0002 号単価表 1 式				当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
特殊作業員	人						
普通船員	人						
クレーン運転費	日				第0005号運転単価表		
潜水土船（自航）費	日				第0006号運転単価表		
揚錨船（自航）費	日				第0007号運転単価表		
交通船費	日				第0008号運転単価表		
消耗品	式	1.000					
簡易点滅灯	基	4.000					

SJ0020 浮棧橋アソカー移設復旧		第 0002 号単価表				1 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
玉ブイ							
オレンジ色	基	4.000					
合 計	式	1.000					
単位当り	式	1.000	当り				

SJ0030 安全監視船		第 0003 号単価表				1 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
交通船費	日				第0008号運転単価表		
合 計	式	1.000					
単位当り	式	1.000	当り				

第 0001 号 運転単価表 1.000 日 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
重油						
A	リットル					
船団長	人					
高級船員	人					
普通船員	人					
クワダ浚渫船(非航)運転損料	時間					
クワダ浚渫船(非航)供用損料	供日					
合計	日	1.000				



第 0001 号 運転単価表 1.000 日 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り	日	1.000 当り				

第 0002 号 運転単価表 1.000 日 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
揚錨船 (自航) 費						
重油 A	リットル					
高級船員	人					
普通船員	人					
揚錨船 (自航) 運転損料	日					
揚錨船 (自航) 供用損料	供日					

揚錨船（自航）費						
第 0002 号 運転単価表						
1.000 日 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
合計	日	1.000				
単位当り	日	1.000 当り				

土運船（曳航）費						
第 0003 号 運転単価表						
1.000 日 当り						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
普通船員	人					
土運船（曳航）供用損料	供日					
合計	日	1.000				
単位当り	日	1.000 当り				

引船費							
第 0004 号 運転単価表							
1.000 日 当り							
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
重油							
A	リットル						
高級船員	人						
普通船員	人						
引船運転損料	時間						
引船供用損料	供日						
合計	日	1.000					
単位当り	日	1.000	当り				

クレーン運転費							第 0005 号 運転単価表	
							1.000 日 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
クレーン運転費								
排出ガス対策型	日							
合計	日	1.000						
単位当り	日	1.000 当り						

潜水士船（自航）費							第 0006 号 運転単価表	
							1.000 日 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
軽油								
作業船用	リットル							
潜水世話役	人							
潜水士	人							

潜水士船（自航）費

第 0006 号 運転単価表  
1.000 日 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
潜水連絡員	人				
潜水送気員	人				
潜水士船（自航）運転損料	日				
潜水士船（自航）供用損料	供日				
合計	日	1.000			
単位当り	日	1.000	当り		

揚錨船（自航）費							
第 0007 号 運転単価表							
1.000 日 当り							
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
重油							
A	リットル						
高級船員	人						
普通船員	人						
揚錨船（自航）運転損料	日						
揚錨船（自航）供用損料	供日						
合計	日	1.000					
単位当り	日	1.000	当り				

交通船費							第 0008 号 運転単価表	
							1.000 日 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
重油								
A	リットル							
高級船員	人							
交通船運転損料	日							
交通船供用損料	供日							
合計	日	1.000						
単位当り	日	1.000	当り					

令和元年度 水振補第1号

香良洲漁港泊地浚渫工事

数量総括表

(補助対象工事)

バブル1 : 航路・泊地

バブル1 : 共通仮設



工 事 数 量 総 括 表							
ﾊﾞﾙ1 (工事区分)	ﾊﾞﾙ2 (工種)	ﾊﾞﾙ3 (種別)	ﾊﾞﾙ4 (細別)	ﾊﾞﾙ5 (規格)	単位	数量	摘要
航路・泊地					式	1	
	浚渫工				式	1	
		グラブ浚渫工			式	1	
			グラブ浚渫		m3	17,887	香良洲漁港
	土捨工				式	1	
			土運航運搬工		式	1	
				土運航運搬	m3	17,887	香良洲漁港から河芸沖合い間
			グラブ投入工		式	1	
				グラブ投入	m3	17,887	河芸沖合い
		仮設工			式	1	
共通仮設		仮設工			式	1	
			浮棧橋アンカー移設復旧		式	1	
	共通仮設費						
			回航・えい航費		式	1	



数量計算書

レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
浚渫工	グラブ浚渫工	グラブ浚渫	別紙グラブ浚渫工計算書より V= 17887.4	m3	17,887.4
	土運航運搬工	土運航運搬	別紙グラブ浚渫工計算書より V= 17887.4	m3	17,887.4
	グラブ投入工	グラブ投入	別紙グラブ浚渫工計算書より V= 17887.4	m3	17,887.4
仮設工	仮設工	浮棧橋アンカー移設復旧	N= 1.0	式	1.0
		えい航(1)		回	
		えい航(2)		回	
		えい航(3)		回	
共通仮設費	回航・えい航費	えい航(4)		回	

グラフ浚渫工計算書

測点	距離	浚渫		断面積 (m2)	立積 (m3)	断面積 (m2)	立積 (m3)	断面積 (m2)	立積 (m3)
		断面積 (m2)	立積 (m3)						
自 : No. 3		58.5							
至 : No. 4	20.0	58.5	1,170.0						
自 : No. 4		58.5							
至 : No. 5	20.0	141.5	2,000.0						
自 : No. 5		141.5							
至 : No. 6	20.0	140.0	2,815.0						
自 : No. 6		140.0							
至 : No. 7	20.0	110.3	2,503.0						
自 : No. 7		110.3							
至 : No. 8	20.0	105.1	2,154.0						
自 : No. 8		105.1							
至 : No. 9	20.0	146.9	2,520.0						
自 : No. 9		146.9							
至 : No. 10	20.0	160.5	3,074.0						
自 : No. 10		160.5							
至 : No. 10+11.2	11.2	134.4	1,651.4						
自 :									
至 :									
自 :									
至 :									
合計	151.2		17,887.4						

令和元年度 水振補第1号

香良洲漁港泊地浚渫工事

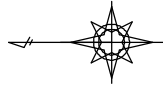
数量総括表

(市単独工事)

バル1 : 共通仮設



# 土捨工位置図



土捨工箇所

土捨工箇所座標 (世界測地系)

a	北緯 34° 47 ' 06"	東経 136° 34 ' 35"
b	北緯 34° 47 ' 03"	東経 136° 34 ' 42"
c	北緯 34° 46 ' 57"	東経 136° 34 ' 38"
d	北緯 34° 47 ' 01"	東経 136° 34 ' 31"

香良洲漁港から白塚漁港 (河芸地区) 間 = 6カイリ

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成28年7月）に準じて行うものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成28年7月）に優先する。
		<input checked="" type="checkbox"/> 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む）によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。
		<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。
	施工計画	<input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。
		<input checked="" type="checkbox"/> 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。
	施工体制台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えとともに、その写しを監督員に提出すること。
	工事測量	<input checked="" type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に報告するものとする。
		<input type="checkbox"/> 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
<input checked="" type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。		
施工	<input type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。	
	<input type="checkbox"/> 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。	
工程	工程	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
		<input type="checkbox"/> 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。
	関係機関協議	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。
		<input type="checkbox"/> 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のもと、試掘調査を行うものとする。
		<input type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。
		<input type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。
		<input type="checkbox"/> 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 海上作業にあたり四日市海上保安部へ作業届等を速やかに提出するものとする。
	官公庁への手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 海上作業にあたり四日市海上保安部へ作業届等を速やかに提出するものとする。

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。





特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及びび人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</li> <li><input type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</li> <li><input type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</li> </ul>
資料作成	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真とは、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4）</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 ・アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、砕石（新材）等 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</li> </ul>
	部分下請負通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者や作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。</li> </ul>
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合、市が必要と認めるときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。</li> </ul>

(注)上記条件及び内容の印刷は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）															
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p>&lt;名札の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>主任・監理技術者</b></p> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">写真</td> <td>氏名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事名</td> <td>〇〇〇〇工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工期</td> <td>自〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>至〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会社</td> <td>〇〇建設株式会社 印</td> </tr> </table> <p>2cm×3cm 程度</p> </div> <p>注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2）所属会社の社印とする。</p>	写真	氏名	〇〇 〇〇		工事名	〇〇〇〇工事		工期	自〇〇年〇〇月〇〇日			至〇〇年〇〇月〇〇日		会社	〇〇建設株式会社 印
写真	氏名	〇〇 〇〇															
	工事名	〇〇〇〇工事															
	工期	自〇〇年〇〇月〇〇日															
		至〇〇年〇〇月〇〇日															
	会社	〇〇建設株式会社 印															
	部分使用	<p><input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分使用時期（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ）</p>															
	部分引渡し	<p><input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ）</p>															
	巡回	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となる。</p>															

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）															
	その他	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 船舶回航費については下記の条件で積算しているが、在港状況が設計時と異なり、往路・復路の回航距離が増えることが、判明した場合は、工事着手前に受注者は、監督員に確認できる書面により、協議するものとし、必要と認められる場合は、増額変更の対象とする。</p> <p>2. 当該工事施工港又は近接港に在港している船舶を使用した場合並びに、作業後、当該工事施工港又は近接港において、作業を行うことが明らかなる場合には、減額変更の対象とする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">船種</th> <th style="width: 30%;">往復/片道の別</th> <th style="width: 40%;">片道回航距離(哩)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラブ浚渫船 (えい航費(1))</td> <td style="text-align: center;">往復</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td>土運船 (えい航費(2))</td> <td style="text-align: center;">往復</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td>グラブ浚渫船 (えい航費(3))</td> <td style="text-align: center;">往復</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td>揚錨船 (えい航費(4))</td> <td style="text-align: center;">片道</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 海上作業には船上等からの監視を十分に行い、他の航行船舶等の安全に配慮すること。</p> <p>4. 安全監視船を別途配置しない場合には、起重機船の引船に船長以外で1名監視員（有資格者）を乗船させ、監視に当たらせること。</p> <p>5. 作業船舶は、作業内容に見合った「船舶検査証書」の交付を受けていること。</p> <p>6. 入出港届の写しを提出すること。</p>	船種	往復/片道の別	片道回航距離(哩)	グラブ浚渫船 (えい航費(1))	往復	19	土運船 (えい航費(2))	往復	19	グラブ浚渫船 (えい航費(3))	往復	13	揚錨船 (えい航費(4))	片道	19
船種	往復/片道の別	片道回航距離(哩)															
グラブ浚渫船 (えい航費(1))	往復	19															
土運船 (えい航費(2))	往復	19															
グラブ浚渫船 (えい航費(3))	往復	13															
揚錨船 (えい航費(4))	片道	19															

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：香良洲漁港物揚場機能保全対策工事) <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名 ( 土捨工 ) 施工時期及び施工時間 ( 別途協議 ) 施工方法 ( ) <input type="checkbox"/> 工期は、練成手続が完了後、( 年 日 ) までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( ) <input type="checkbox"/> 占有物件名 ( <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 香良洲漁協同組合及び白塚漁協同組合 ) <input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~No. ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( 平成 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 ( L = km ) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
用地関係	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( ) <input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 指定路線 ( <input type="checkbox"/> 指定路線以外 ) <input type="checkbox"/> 配置人員数 ( 人 ) (うち交通誘導警備員A ( 人 ) ) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置時間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置期間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通管理要員配置の対象工種 ( ) <input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・近接施設 ( <input type="checkbox"/> 擁壁 ( ) <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 ( ) ・制限内容 ( )
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保 (自主施工の原則) <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたいうえで、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> その他 ( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。



特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 飛出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 工法区分（ ） 注入量（ ） 材料種類（ ） その他（ ） 施工範囲（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシュヤラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： <b>【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】</b> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用パレット・看板・標示板）
その他	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 工専用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費（イメージアップ経費）適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 時期（平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善（イメージアップ）の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善（イメージアップ）の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 期間（ ） <input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：平成30年11月1日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。 <input type="checkbox"/> その他（ ） （津市HP「仕事・産業入札・契約—工事・建設コンサルタン卜関係—調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び内容
監督の区分 共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ）部とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（平成 29年 4月改訂）を適用
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えることはできない。
工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 請負金額100万円以上500万円未満の工事については、建設副産物情報交換システムにデータを入力するか、監督員から配布する調査票にデータを入力して、監督員に提出すること。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 発注者より工事実態調査の指示があった場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	<input type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。



## 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

### 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

### 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

## ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。  
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。  
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。  
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。
4. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
5. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

## 津市公契約条例に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

### 4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

## 労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

### 記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。